

稲作農業の体質強化総合対策事業実施要領

制定 令和 5 年 3 月 31 日 付け 4 農産第 5424 号
農林水産省農産局長通知

第 1 趣旨

稲作農業の体質強化総合対策事業の実施については、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱（令和 5 年 3 月 31 日 付け 4 農産第 5422 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、米の超低コスト生産支援、米の付加価値向上・流通合理化支援により構成され、各支援の事業内容等は、別記 1 及び別記 2 に定めるとおりとする。

- 1 米の超低コスト生産支援
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 米の付加価値向上・流通合理化支援
別記 2 に定めるとおりとする。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業実施要領（令和 4 年 4 月 5 日 付け 3 農産第 3728 号農林水産省農産局長通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別記 1

米の超低コスト生産支援

第 1 支援の概要

主食用米の需要減少による米価下落や肥料等の生産資材価格の高騰等は、稲作農業経営に深刻な影響を及ぼしており、このような情勢の中で、農業者の所得確保及び体質強化を図ることは重要である。このため、農業者や農業団体、地方自治体等の産地関係者が連携して行う米の生産コストの大幅な低減に関する取組を支援する。

第 2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、以下に掲げるとおりとする。

1 米の超低コスト産地化プラン

農業者や農業団体、地方自治体等が連携し、輸出等の新たな需要への対応や農業者の所得確保等のために米の生産コストを低減することを目的として、第 5 の 1 の規定に基づきコンソーシアムが作成する計画であって、米の生産コスト低減に必要な取組方針、目標等を位置付けたものをいう。

2 コンソーシアム

農業者、都道府県、市町村、農業団体、実需者・輸出事業者、農業機械・資材メーカー、金融機関、農業コンサルタント、学識経験者等の関係者から構成される団体をいう。

3 生産コスト

農業経営統計調査規則（平成 6 年農林水産省令第 42 号）に基づき実施される農業経営統計調査における資本利子・地代全額算入生産費に準じるものとして別表 1 に定めるものをいう。

4 生産コスト低減に主として取り組む農業者

2 で定義されたコンソーシアムに構成員として参画し、米の超低コスト産地化プラン（以下「超低コストプラン」という。）に基づき生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実証等、米の生産コスト低減に取り組む農業者をいう。

第 3 事業内容

米の超低コスト生産支援（以下「超低コスト生産支援」という。）の内容については、以下に掲げるものとする。

なお、コンソーシアムは、超低コストプランを作成するものとする。

1 米の超低コスト産地化に向けた取組への補助

コンソーシアムが超低コストプランに基づき実施する生産コストの現状分析、課題抽出、低減対策の検討、その実証及び普及等に向けた取組に対して都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第 2 第 1 項（2）に定めるものをいう。以下「都道府県協議会」という。）が実施する支援に対して補助を行う。

2 推進事務への補助

都道府県協議会及び地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第 2 第 2 項（2）に定めるものをいう。以下「地域協議会」という。）が行うコンソーシアムの補助事業の実施を推進する事務に対して補助を行う。

3 成果普及活動への補助

都道府県協議会及び地域協議会が実施する事業成果の普及に関する取組に対して補助を行う。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げる要件を満たすコンソーシアムとする。

なお、コンソーシアムに類する既存の団体が存在する場合は、当該団体を超低コスト生産支援の事業実施主体とすることもできることとする。ただし、当該団体についても、以下に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農業者、都道府県及び市町村が構成員として参画していること。
- 2 生産コスト低減に主として取り組む農業者が5経営体以上であり、原則として、そのうち水稲作付15ha以上の認定農業者を含むこと。
- 3 代表者が定められていること。
- 4 第10の2の取組の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- 5 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に関する規約が定められていること。
- 6 5の規約において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 超低コストプランの作成

- 1 コンソーシアムは、第3の1の事業を実施するときは、様式第1号により超低コストプランを作成し、都道府県協議会の長に直接、又は地域協議会を経由して提出の上、その承認を受けるものとする。
- 2 超低コストプランの変更を行う場合は、1に準じた手続を行うものとする。

第6 事業実施計画書の作成及び提出

- 1 都道府県協議会の長は、第5の1により提出された超低コストプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、様式第2号により事業実施計画書を作成し、事業実施主体が作成した超低コストプランを添付の上、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出する。
- 2 1による事業実施計画書の提出については、地方農政局長等の求めに応じて、交付等要綱第8第1項の交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出より前に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1による事業実施計画の提出後、必要があると判断した場合は、事業実施主体に対して関係する書類の提出を要求できるものとする。
- 4 事業実施計画書の重要な変更は、以下に掲げる変更とする。また、変更に係る手続は、1に準じて行うものとする。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業の中止又は廃止
 - (3) 国庫補助金の増又は総事業費の30%を超える増
 - (4) 総事業費の30%を超える減

- (5) 事業実施主体ごとの国庫補助金の増
- (6) 事業実施主体ごとの30%を超える国庫補助金の減

第7 事業実施期間

事業実施期間は、交付等要綱第10第1項の規定による交付決定を受けた年度から事業終了年度までとし、最長3カ年度とする。

第8 予算額の配分等

- 1 地方農政局長等は、第6の1により提出された事業実施計画書について、当該事業実施計画書に含まれている各事業実施主体の取組内容が、成果目標の基準を満たしていること等について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に報告するものとする。
- 2 農産局長は、1により報告のあった事業実施計画書について、別紙1の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる事業実施計画書及び当該都道府県協議会の予算額を決定し、これらを様式第3号により地方農政局長等に通知するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2による通知に基づき、配分対象となった事業実施計画書の予算額を都道府県協議会の長に通知するものとする。
- 4 都道府県協議会の長は、3による通知に基づき、該当する事業実施主体の超低コストプランを承認し、採択結果について通知するものとする。

第9 事業の成果目標等

1 成果目標の基準

成果目標の基準は、別表2に定めるとおりとする。

なお、成果目標に用いる生産コストは、生産コスト低減に主として取り組む農業者が食用として供する目的で栽培する水稻全体（品種や栽培方法は問わない）の60kg当たりの生産コストの平均値とする。

また、成果目標の他に参考値として、生産コスト低減に主として取り組む農業者全体の10a当たりの生産コストの平均値も算出することとする。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、事業終了年度とする。

3 その他の採択要件

その他の採択要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 生産コスト低減に主として取り組む農業者の事業開始前年度の新市場開拓用米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に定める新規需要米取組計画書の認定を受けるもののうち、新市場開拓用として食用に供するものをいう。以下同じ。）の合計作付面積が1ha以上であること又は事業開始年度の新市場開拓用米の合計作付面積を1ha以上とする計画があること。
- (2) 超低コストプランに生産コスト分析の実施及び農地の集積・集約化による作付けの団地化を推進する取組を位置付けていること。

なお、これらの取組を補助対象に含めるか否かは問わない。
- (3) 生産コストに関するデータ・成果について、国への提供と活用を許諾すること。

第10 超低コスト生産支援の実施

1 対象作物

生産コスト低減の取組の対象とする水稻は、原則として食用に供する目的で栽培する水稻とする。

2 補助対象とする生産コスト低減の取組

(1) 補助対象とする生産コスト低減の取組は、別表3に掲げる取組とする。

(2) 超低コスト生産支援と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた、又は受ける予定の取組は、原則として超低コスト生産支援による補助対象としないものとする。

3 補助対象経費

(1) 生産コスト低減の取組に要する経費

2の(1)の生産コスト低減の取組に要する経費に対して、予算の範囲内において定額で支援する。

なお、補助対象経費は、別表4に掲げるものとし、1事業実施主体・単年度当たりの補助上限費は1,000万円とする。

ただし、(1)から(3)までの交付申請見込額の全国の総額が予算を上回る場合には、予算の範囲内に収まるよう調整を行う場合がある。

(2) 推進事務費

① 超低コスト生産支援の推進に係る都道府県協議会及び地域協議会の事務に要する経費に対して、予算の範囲内において、関係する事業実施主体に対する(1)の補助額(交付決定額)の5%を上限として定額で支援する。

② ①の対象となる推進事務費の範囲については、別表5のとおりとする。なお、事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき適正に算定するものとする。

(3) 成果普及活動費

① 超低コスト生産支援に係る都道府県協議会及び地域協議会の成果の普及活動に要する経費に対して、予算の範囲内かつ関係する事業実施主体に対する(1)の補助額(交付決定額)の5%を上限として定額で支援する。

② ①の対象となる成果普及活動費の範囲については、別表5のとおりとする。なお、事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき適正に算定するものとする。

4 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあつては、あらかじめ、都道府県協議会の長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第4号により作成し、都道府県協議会の長に提出するものとする。

また、都道府県協議会の長は、提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業内容が明確となつてから着手するものとし、交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (4) 都道府県協議会の長及び地方農政局長等は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

5 生産コスト低減の取組の実施状況等の報告

- (1) 事業実施主体は、超低コストプランの承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、様式第5号により実施状況報告書を作成し、事業実施年度の1月末日までに都道府県協議会の長に報告するものとする。
- (2) 都道府県協議会の長は、その管轄する地域の事業実施主体の超低コストプランに基づく取組の実施状況等について、様式第6号により都道府県実施状況報告書を作成し、(1)で報告のあった実施状況報告書を添付した上で、事業実施年度の2月15日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は(2)により報告のあった都道府県実施状況報告書を速やかに農産局長に報告するものとする。
- (4) 農産局長は、(3)により報告のあった都道府県実施状況報告書に基づき、成果目標の達成状況に応じて翌年度に事業を実施(継続)する事業実施主体を決定するものとする。
なお、その結果、事業が継続に至らなかった事業実施主体に対して、都道府県協議会の長は必要な改善措置を指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に改善計画を様式第7号により提出させて、目標の達成に努めさせるものとする。

6 現地調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた都道府県実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

7 事業の評価等

事業の評価の報告については、以下のとおり行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、様式第8号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県協議会の長に報告するものとする。
- (2) 都道府県協議会の長は、(1)の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導・助言するものとする。
- (3) 都道府県協議会の長は、(1)及び(2)により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに様式第9号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- (4) 都道府県協議会の長は、目標年度において事業実施主体が成果目標を達成していないと判断する場合、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を様式第7号により提出させるものとする。
- (5) 都道府県協議会の長は、(4)により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び

改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 地方農政局長等は、(3) 及び (5) により報告のあった場合には、成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県協議会の長及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

(7) 地方農政局長等は、(3) 及び (5) により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、(6) の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

8 補助金の返還

(1) 都道府県協議会の長は、第5の1の規定により承認した超低コストプランに定められた取組が行われたと認められない場合には、当該超低コストプランを作成した事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の補助対象者の責めに帰さない事情により、超低コストプランに定められた取組が行われなかったことが確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

9 その他

生産コスト低減に主として取り組む農業者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

第11 資金の管理

1 都道府県協議会は、超低コスト生産支援により交付された補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。

2 都道府県協議会は、事業実施主体ごとに収支を明確にするものとする。

第12 証拠書類の保管

1 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等又は都道府県協議会から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 第10の2の取組を実施したことが確認できる書類（会議の議事録、経営分析結果、作業日誌、写真、実証結果を取りまとめた周知用チラシ等）

(2) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

2 都道府県協議会は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(1) 超低コスト生産支援を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

(2) 事業実施主体から提出された書類

(3) 事業実施主体への指導監督に係る書類

(4) 事業実施主体への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

(5) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（給与振込明細書、契約書、見積書、請求書、納

品書、領収書等)

別表 1（生産コストの定義）

1 基本的な考え方

- （1）超低コスト生産支援の生産コストについては、農業経営統計調査における「資本利子・地代全額算入生産費」に準じるものとし、具体的には（2）から（4）まで及び2の表に基づき算出するものとする。
- （2）生産コストとは、米を出荷するまでの保管場所への設置等の作業までの経費とし、出荷や販売に関する経費（販売管理費）は含まないものとする。
- （3）物財費にかかる運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含むものとする。
- （4）生産コストの算出における対象期間は、原則として1月1日から12月31日までとする。

2 費目分類の概要

費目	分類一覧	留意点
物財費	・実際に使った金額を積み上げる	・積み上げが難しい場合は、部門毎按分のルールを別途設定することができる。
種苗費	・購入（運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含む。以下、各資材についても同じ。）及び自給の種子、苗の消費額	
肥料費	・化学肥料 ^{※1} 、有機質肥料 ^{※2} の購入及び自給肥料の消費額 （※1：硫安、尿素、過りん酸石灰、化成肥料等 ※2：たい肥、きゅう肥、緑肥、くん炭等肥料を目的とする稲わら等）	
農業薬剤費	・農業薬剤 [※] の消費額 （※殺菌剤、殺虫剤、殺虫殺菌剤、除草剤、その他の農業薬剤（殺そ剤、植物成長調整剤、展着剤等））	
光熱動力費	・光熱動力関係 [※] の消費額 （※重油、軽油、灯油、ガソリン、混合油、モーター油、マシン油、グリス、電気料金、水道料金、ガス料金等）	
その他の諸材料費	・苗床材料 ^{※1} 、被覆用材料 ^{※2} 、栽培用材料 ^{※3} 、その他諸材料 ^{※4} の消費額 （※1：稲わら、麦わら、竹くい、落葉等 ※2：ポリエチレン、ビニール等 ※3：縄、杭、釘、針金、竹（償却を必要としない支柱類を含む） ※4：主目的が肥料以外の稲わら、麦わら、青草、干草、落葉等）	
土地改良及び水利費	・土地改良費、水利組合費、貯水溜の改修費及び共同負担金、用排水路等の整備改修割、水害予防対策費等の負担額（土地造成分を除く）	

費目		分類一覧	留意点
物 財 費 つ づ き	賃借料及び 料金	・共同負担金^{※1}、賃借料^{※2}、カントリーエレベーター費等料金^{※3} ※1：薬剤共同散布割金、共同施設の負担金、共同苗代の負担金等 ※2：建物、農機具等の賃借料 ※3：航空防除賃、賃耕料、田植料金、収穫請負わせ賃、脱穀賃、 ライスセンター費、カントリーエレベーター費等	
	物件税及び 公課諸負担	・物件税^{※1}、公課諸負担^{※2} ※1：固定資産税（土地を除く）、自動車税、軽自動車税、水利地益 税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税（土地を除く） ※2：集落協議会費、農業協同組合費、農事実行組合費、農業共済 組合、賦課金、自動車損害賠償責任保険	・経営安定対策の 拠出金、農業共済掛 金は含めない
	建物費	・建物^{※1}、構築物^{※2}の減価償却費及び修繕費 ※1：住家、納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の減価償却費及び 修繕費、大工賃、左官賃、材料費等の修繕費 ※2：土地改良設備費〔個人施工のもの（数人の共同施工のものを含 む）〕（用水路、暗渠排水設備、コンクリートけい畔、床 締め、客土等）、その他の構築物〔たい肥盤、温床わく、肥 料溜、支柱類（償却を必要とする竹支柱、鉄パイプ支柱、鉄 線支柱等）、斜降索道、農用井戸、稲架、作業道等（玄米貯 蔵庫や精米施設は含めない）〕	・定額法による減 価償却額に統一
	自動車費	・自動車類[※]の減価償却費及び修繕費（車検料、任意車両保険費用も 含む） 〔※農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等〕	
	農機具費	・大農具^{※1}の減価償却費及び修繕費、小農具^{※2}の購入費及び修繕 費 ※1：原動機（モーター、ディーゼルエンジン等）、揚排水機具（ボ ンプ類等）、耕うん整地用機具（トラクター（乗用、歩行用）、 ハロー類、プラウ類等）、施肥・は種用機具（水稻用直播機、 ライムソー、肥料混合機、田植機等）、防除用機具（噴霧 機、ミスト機、スピードスプレーヤー等）、収穫調製用機具（刈 取機類、コンバイン、脱穀機、もみすり機、乾燥機類等） ※2：大農具以外の農具類	
	生産管理費	・集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料 （交通費含む）、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファクシ ミリ、電話代などの生産管理労働に伴う諸材料費、減価償却費	・定期刊行物は含 めない

費目	分類一覧	留意点
労働費	・雇用労働費（役員報酬含む）については、米生産に係るものの按分額で算出。 ・家族労働費については、実作業時間に留意点に掲げる時給単価を乗じて算出。	・家族労働費の算出に用いる都道府県別の時給単価は、農産物生産費統計（令和2年産）に基づき、各都道府県の10a当たりの労働費を投下労働時間で除して算出する ・間接労働費は含めない（朝礼等） ・集落営農法人等で中間管理を委託している場合等は、中間管理における標準作業時間を設定する
支払利子	・期間中の支払い利子額に米の負担率を乗じて算出	・米の負担率は、水田台帳やNOSAI 作付状況確認書等に基づき、経営全体における玄米生産に係る割合から（全経営面積中の米作付割合等）算出する
支払地代	・実際に支払った小作料に米の負担率を乗じて算出（物納の場合は時価評価額） ・米に使用された作付地以外の土地（建物敷地、作業場、乾燥場など）の賃借料及び小作料	・地域の標準的な料金を大幅に上回る場合は、地域の標準的な料金とすることができる ・米の負担率の算出方法については同上
自己資本利子	・1月1日時点の自己資本額に4%を乗じた額（借りたとした場合の見積額）	・自己資本額は、決算書（貸借対照表）で把握
自作地地代	・借りたとした場合の見積額（類地小作料、類地賃借料）	・地域の標準的な料金や支払地代平均値などを用いることができる

（注1） 地方農政局長等の求めに応じて、生産コストの各費目の根拠資料※を提出すること。

※決算書と関係資料（固定資産減価償却関係、生産計画等）、営農計画書、法人定款、作付状況MAP等

（注2） 肥料費や農薬費等を算出するに当たっては、当年度分のみを按分すること（確定申告資料の数値をそのまま用いたために次年度分も一緒に含まれていることがある）。

別紙 1（採択・配分基準関係）

超低コスト生産支援の採択・配分基準について

超低コスト生産支援の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画書に含まれている超低コストプランにて定められた成果目標等に応じて配分対象となる事業実施主体を決定し、予算の範囲内で採択・配分するものとする。

- 1 農産局長は実施要領の第 6 の 1 により提出のあった事業実施計画書について、事業実施計画書に含まれている超低コストプランにて定められた成果目標等に応じて、予算の範囲内で成果目標等に基づくポイントが上位の事業実施主体から順に要望額を都道府県協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1 により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業実施主体が複数存在する場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。

別表2（超低コスト生産支援に係る成果目標等の基準）

超低コスト生産支援の事業実施主体であるコンソーシアムが選択可能な成果目標等及びそのポイントは、以下の表のとおり。

コンソーシアムは、玄米60kg当たりの生産コスト低減に係る成果目標として（１）又は（２）のいずれか、コスト低減に主として取り組む農業者の数やその水稻作付面積に係る基礎点として（３）又は（４）のいずれかを選択できるものとし、（５）に該当する場合はポイントを加算できるものとする。

		基準とポイント	
生産コスト低減に係る成果目標			
いずれかを選択	(1) 事業終了年度における 60kg当たりの生産コスト ※生産コストの現況値（事業 開始前年度が9,600円以上 の場合はこちらを選択	ア 7,000円以下	14
		イ 7,500円以下～7,000円	12
		ウ 8,000円以下～7,500円	10
		エ 8,500円以下～8,000円	8
		オ 9,000円以下～8,500円	6
		カ 9,600円以下～9,000円	4
	(2) 事業終了年度における 60kg当たりの生産コスト /事業開始前年度の生産 コスト ※生産コストの現況値（事業 開始前年度）が9,600円以下 の場合はこちらを選択	ア 70%以下	14
		イ 75%以下～70%	12
		ウ 80%以下～75%	10
		エ 85%以下～80%	8
		オ 90%以下～85%	6
		カ 95%以下～90%	4
基礎ポイント			
いずれかを選択	(3) コスト低減に主として 取り組む農業者数	ア 20名以上	14
		イ 17名～19名	12
		ウ 14名～16名	10
		エ 11名～13名	8
		オ 8名～10名	6
		カ 5名～7名	4
		(4) コスト低減に主として 取り組む農業者の事業開 始年度の水稲作付面積	○平場の場合
	ア 300ha以上		14
	イ 250ha以上～300ha未満		12
	ウ 200ha以上～250ha未満		10
	エ 150ha以上～200ha未満		8
	オ 100ha以上～150ha未満		6
	カ 50ha以上～100ha未満		4
	○中山間地の場合		
	ア 110ha以上		14
	イ 90ha以上～110ha未満		12
	ウ 70ha以上～90ha未満		10

		エ 50ha以上～70ha未満	8
		オ 30ha以上～50ha未満	6
		カ 10ha以上～30ha未満	4
加算ポイント			
該当する場合	(5) 加算ポイント	①本事業を活用して以下の取組を行う場合	
		ア 4つの取組を実施する場合	4
		イ 3つの取組を実施する場合	3
		ウ 2つの取組を実施する場合	2
		エ 1つの取組を実施する場合	1
		<コスト低減の取組内容>	
		・ 直播栽培 ・ スマート農業機器の活用 ・ 多収品種の導入 ・ 農業サービス事業（農業機械シェアリング）の活用	
		②米の輸出拡大に取り組む場合	
		事業終了年度の新市場開拓用米の作付面積/事業開始前年度の作付面積×100（%） ※事業開始前年度の作付けがない場合は、事業開始年度の作付計画面積	
		ア 200%以上の場合	4
		イ 150%以上～200%未満の場合	3
		ウ 125%以上～150%未満の場合	2
		エ 100%以上～125%未満の場合	1
		③以下のいずれかに該当する場合	
		ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくは法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている、又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。	
		イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。	

別表 3（補助対象とする生産コスト低減の取組）

超低コスト生産支援の補助対象とする生産コスト低減のための取組については、以下のとおり。

取組項目	取組内容
①生産コスト低減会議の開催	コンソーシアムは、生産コスト低減会議を開催し、米の生産コスト削減に向けた取組について検討を行う。なお、会議の開催に当たり、必要に応じコンソーシアムの構成員以外も参加できるものとする。
②生産コスト分析	生産コスト低減に主として取り組む農業者を対象として、生産コストに関して定量的かつ客観的な現状分析や課題の抽出等を行う。
③先進地調査	生産コスト低減の先進的な取組の内容把握や技術習得等のため、現地訪問や文献調査等を行う。
④技術実証	①及び②に基づき、生産コスト低減に資する新たな省力栽培技術等を試験的に導入・実証し、その効果を確認する。
⑤人材育成	生産コスト低減に必要となる知識や技術の習得のための研修等を実施又は受講する。
⑥生産コスト低減の取組の普及	①から⑤までによって得られた生産コスト削減に係る取組成果の普及を行うため、マニュアルや成果集の作成、研修会の開催等を行う。

別表 4（補助対象経費）

超低コスト生産支援に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体が善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理すること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設等の借上経費	・農業機械・施設については、リースも対象とする。 ・コスト低減に取り組む主たる農業者のは場の借上経費は除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	事業を実施するために必要な検証等の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	・通常の営農活動に係るものは除くこと。

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ U S B メモリ等の低廉な記録媒体 ・ 検証等に用いる低廉な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体の構成員に対する謝金は認めない。
賃金等		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・ 雇用通知書等により超低コスト生産支援にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

委託費		超低コスト生産支援の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合にあってはその限りではない。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは超低コスト生産支援の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

（注１）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 超低コスト生産支援で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
3. 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合

（注２）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表 5（推進事務費及び成果普及活動費の範囲）

区 分	内 容
賃 金	超低コスト生産支援の実施に係る賃金（正規職員の超過勤務及び臨時雇用に限る。）
旅 費	超低コスト生産支援の推進、指導、審査に要する旅費
需用費	消耗品費（各種事務用紙、封筒等の文房具費その他消耗品費） 印刷製本費
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料、運搬費等） 振込手数料
使用料及び賃料	会議会場、事業用機械器具等の借料及び損料
委託費	超低コスト生産支援の推進事務の一部を第三者に委託する場合に当該委託に要する経費
雑 費	その他事業の実施に必要な経費